

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）７８条の規定に基づく徴収金の督促処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が令和４年１２月１日付けで請求人に対して行った法７８条の規定に基づく徴収金に係る督促処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

保護費振込の通帳に記載された金額は、知人に通帳を貸与し、他所からの振込に利用されたものであり、自身の収入になったものではないため、その金員には手を付けていないのであるから、本件処分は違法、不当である。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和５年１１月１７日	諮問

令和 6 年 2 月 7 日	審議（第 8 6 回第 3 部会）
令和 6 年 2 月 9 日	請求人へ調査照会
令和 6 年 3 月 6 日	審議（第 8 7 回第 3 部会）
令和 6 年 5 月 1 4 日	審議（第 8 8 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 7 8 条の規定に基づく徴収

法 7 8 条 1 項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する旨規定し(以下、この徴収する費用を「7 8 条徴収金」という。)、同条 4 項は、7 8 条徴収金については、国税徴収の例により徴収することができる」と定めた法 7 7 条の 2 第 2 項の規定を準用する旨規定する。

(2) 徴収金の督促

法 7 7 条の 2 第 2 項にいう国税徴収の例とは、国税徴収法及び国税通則法に基づく徴収手続に準じた手続をいうものであるところ、国税通則法 3 7 条 1 項は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合には、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない旨規定していることから、7 8 条徴収金についても、同徴収金が完納されない場合には、上記の国税通則法の規定に準じた督促がされることとなる。また、国税通則法 3 7 条 2 項は、督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から 5 0 日以内に発するものとしている。ただし、「納期限から 5 0 日を経過した日以後に発した督促状があっても、その効力には影響がない」とされている（国税通則法基本通達第 3 7 条関係 6）。

国税通則法 1 2 条 1 項は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達すると規定する。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、78条徴収金は、法78条4項において準用する法77条の2第2項にいう国税徴収の例にならった徴収規定に基づき督促されるところ（上記1・(2)）、処分庁は、本件徴収金が本件返還期限（令和4年7月19日）までに納入されなかったことから、同年12月1日、本件処分通知書により本件徴収金の納入の督促を行ったものと認められる（本件処分）。

なお、本件処分は本件返還期限から50日以内には行われていないが、督促状の発付期限を定めた国税通則法37条2項はいわゆる訓示規定であって、50日を超えて発した督促状もその効力には影響がないものとされている（上記1・(2)）。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の規定に則って適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人の主張が意味するところは必ずしも定かではないが、請求人が先行処分についても審査請求を提起していることに鑑みると、請求人が主張する不服の理由は先行処分に関するものと解される。

しかし、先行処分と本件処分は、目的及び効果を異にし、別個の手続による行政処分であるから、先行処分が当然無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、本件処分の効力に影響を及ぼすものではないと解される。

審査会は、審査庁から提出されている本件審査請求に係る事件記録を精査したが、請求人が上記第3のとおり主張する内容が事実であると確認することはできなかった。また、審査会は、令和6年2月9日、請求人に対し、行政不服審査法74条に基づく調査として、請求人の上記第3の主張を証明し得る資料等の提出を求めたが、期日までに応答がなかった。なお、先行処分について請求人が提起した審査請求は、却下されている。

そうすると、先行処分については、当然無効であるということができる瑕疵は認められず、また、処分庁又は審査庁によって取り消された事実も認められないから、先行処分の違法性の有無は、本件処分の効力に影響を及ぼすものではない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子